

亀山市告示第39号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行に伴い、平成29年亀山市告示第75号の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

第1の2中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第2を次のように改める。

第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。